

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

【報告】

件名	区における個人番号利用事務及び庁内連携・他機関連携情報項目の追加について
----	--------------------------------------

内容は別紙のとおり

(担当部課：総合政策部企画政策課)

## 区における個人番号利用事務及び庁内連携・他機関連携情報項目の追加について

区における個人番号利用については、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に基づき、28年1月から個人番号を利用している。

このたび、新たな個人番号利用事務を追加したことから、個人番号利用事務及び事務処理に必要な庁内連携情報項目について本審議会へ報告する。

### 1 新たな個人番号利用事務（29年4月時点）

- ・心身障害者（児）移送事務
- ・新宿区認可外保育施設保護者負担軽減事業
- ・後期高齢者医療葬祭費支給事務

（資料14-1、資料14-2のとおり）

### 2 庁内連携・他機関連携する情報の範囲の変更

（資料14-3のとおり）

### 3 利用開始時期

（1）平成29年4月から

- ・心身障害者（児）移送事務
- ・新宿区認可外保育施設保護者負担軽減事業

（2）平成29年7月から

- ・後期高齢者医療葬祭費支給事務